

## 第 11 号議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成 27 年 2 月 25 日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

別紙のとおり

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(蒲郡市議会委員会条例の一部改正)

第1条 蒲郡市議会委員会条例(昭和42年蒲郡市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

(蒲郡市職員定数条例の一部改正)

第2条 蒲郡市職員定数条例(昭和37年蒲郡市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条」を「第19条」に改める。

(蒲郡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 蒲郡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和29年蒲郡市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「を

教育委員会委員長	月額 55,000円
教育委員会委員(教育長を兼ねる委員を除く。)	月額 46,000円

」

「に

教育委員会委員	月額 46,000円
---------	------------

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在職する教育長(地方教育行政の組織及び運営に関する

る法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。）が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間（次項及び第4項において「在任特例期間」という。）については、第1条の規定による改正後の蒲郡市議会委員会条例第21条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の蒲郡市議会委員会条例第21条の規定は、なおその効力を有する。

- 3 この条例の施行の際現に在職する教育長の在任特例期間については、第2条の規定による改正後の蒲郡市職員定数条例第1条の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の蒲郡市職員定数条例第1条の規定は、なおその効力を有する。
- 4 この条例の施行の際現に在職する教育長の在任特例期間については、第3条の規定による改正後の蒲郡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の蒲郡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の規定は、なおその効力を有する。